

●香川県告示第60号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年2月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 長土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年1月28日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 東かがわ市松原字本村639番1、640番1から640番3まで、644番1及び同
地先河川
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.13メートル、4.76メートル及び4.88メートル
延長 101.52メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。